

表 1 (令和3年度作成分)

## 基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	R3	情報政策推進室	長崎市DX推進計画	13,308	R3.4 ~ R4.3	地域経済の発展と地域課題の解決を実現する「都市のデジタル化」と、先端技術を活用し業務等を効率化することで持続可能な形で行政サービスを提供していく「行政のデジタル化」を戦略的かつ計画的に推進するために策定する。	令和4年3月に策定した本計画に沿って、今後は一定期間で成果を出すとともに、社会変化やデジタル技術の進化へ適切に対応できるよう、計画期間(9年間)を3年間ずつの3期に分けて見直しを実施する。	あり
2	R3	企画財政部都市経営室	長崎市第五次総合計画	14,635	H30.4 ~ R4.2	中・長期的な視点から、本市がめざすべき方向性や将来の都市像、その実現に向けた施策等を示す、市政運営上の最上位計画として「長崎市第五次総合計画前期基本計画」(期間：令和4年度~令和7年度)を策定する。 総合計画は、行政のみならず市民等のあらゆる主体がまちづくりに一体となって取り組むための共通の活動指針となるものである。	平成30年度及び令和元年度は、本市の現状を把握するための基礎調査や、様々な分野や幅広い年代の市民の方から市政に関する意見聴取を行い、令和2年度には第五次総合計画の基本構想部分を策定した。 令和3年度については、市民や議会、総合計画審議会からの意見を踏まえ、第五次総合計画前期基本計画を策定した。	なし (配布済)
3	R3	企画財政部都市経営室	第2期長崎市教育大綱	0	R3.4 ~ R4.3	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、当該地方公共団体の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定する。	令和3年度において、市長と教育委員で構成される「長崎市総合教育会議」及び議会からの意見を踏まえ、第2期長崎市教育大綱を策定した。	なし (配布済)
4	R3	企画財政部都市経営室	長崎市過疎地域持続的発展計画	0	R3.4 ~ R3.9	「過疎地域自立促進特別措置法」が令和2年度で期限を迎え、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が新たに令和3年度に施行されたことに伴い、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上のため、「過疎地域持続的発展計画」(期間：令和3年度~令和7年度)を策定する。  過疎地域…香焼、伊王島、高島、野母崎、外海	対象地域の実情を踏まえ、地域住民をはじめ市民等の意見を広く取り入れながら計画の策定に取り組んだ。 今後は、本計画に基づき過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の更なる向上を図る。	なし (令和3年9月議会議決)

※ 空白ページ

表 2 (令和4年度作成分)

## 基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R4	企画財政部 都市経営室	長崎市過疎地域 持続的発展計画	0	R4.4 ～ R4.9	過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するため定めている長崎市過疎地域持続的発展計画について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第43条の規定に基づき、令和2年国勢調査の結果、令和4年4月1日に旧三和町が過疎地域とみなされたこと等に伴い、本計画を変更する。  過疎地域…香焼、伊王島、高島、野母崎、外海、三和	対象地域の実情を踏まえ、地域住民をはじめ市民等の意見を広く取り入れながら計画の策定に取り組む。 策定後は、本計画に基づき過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の更なる向上を図る。
2	R4	市民生活部 自治振興課	第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画	210	R3.4 ～ R4.4	犯罪のない、安全で安心なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るために策定している第3次長崎市安全・安心まちづくり行動計画が令和3年度で計画期間満了となるため、次期計画を策定する。	長崎市安全・安心まちづくり推進協議会や市民から意見聴取を行い、幅広く意見を取り入れながら計画の策定に取り組み、策定後は長崎市安全・安心まちづくり推進協議会において、定期的な計画の進捗管理を行う。
3	R4	市民生活部 自治振興課	長崎市犯罪被害者等支援計画	0	R3.4 ～ R4.4	長崎市犯罪被害者等支援条例第7条に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、計画を策定する。	長崎市安全・安心まちづくり推進協議会や市民から意見聴取を行い、幅広く意見を取り入れながら計画の策定に取り組み、策定後は長崎市安全・安心まちづくり推進協議会において、定期的な計画の進捗管理を行う。
4	R4	市民生活部 自治振興課	長崎市再犯防止推進計画	0	R3.10 ～ R4.4	犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、円滑に地域社会の一員として生活を送れるよう支援することにより、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現を目指し、再犯防止の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画を策定する。	長崎市安全・安心まちづくり推進協議会や市民から意見聴取を行い、幅広く意見を取り入れながら計画の策定に取り組み、策定後は長崎市安全・安心まちづくり推進協議会において、定期的な計画の進捗管理を行う。

表 2 (令和4年度作成分)

## 基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
5	R4	市民生活部 自治振興課	第11次長崎市交通安全計画	29	R3.4 ～ R4.4	交通事故のない安全・安心な社会の実現のため、人優先の交通安全思想を基本とし、総合的かつ計画的な施策の推進を図るために策定している第10次長崎市交通安全計画が令和3年度で計画期間満了となるため、次期計画を策定する。	長崎市交通安全対策会議や同幹事会、市民、関係機関から意見聴取を行い、幅広く意見を取り入れながら計画の策定に取り組み、策定後は長崎市交通安全対策会議において、定期的な計画の進捗管理を行う。
6	R4	市民生活部 人権男女共同参画室	第3次長崎市男女共同参画計画	730	R3.4 ～ R4.4	長崎市男女共同参画推進条例第7条に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために策定している「第2次長崎市男女共同参画計画」が令和3年度で計画期間満了となるため、次期計画を策定する。	市民及び市職員への意識調査の分析に加え、審議会や市民の意見等を広く取り入れながら計画の策定に取り組み、策定後は、本計画に基づき男女共同参画社会の形成を推進するための施策の推進に市民、事業者、関係機関、市が連携、協力して取り組み、長崎市男女共同参画審議会において、定期的な計画の進捗管理を行う。
7	R4	市民生活部 人権男女共同参画室	第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画	648	R3.4 ～ R4.4	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施するために策定している「第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」が令和3年度で計画期間満了となるため、次期基本計画を策定する。	社会情勢の変化や審議会、市民の意見等を広く取り入れながら計画の策定に取り組み、策定後は、人権教育・啓発に関する施策の推進に市民、事業者、関係機関、市が連携、協力して取り組み、長崎市人権教育・啓発審議会において、定期的な計画の進捗管理を行う。
8	R4	市民生活部 文化振興課	長崎市新たな文化施設基本計画	20,471	R2.7 ～ R4.8	新たな文化施設の整備に向けたビジョンや求められる機能、規模など基本的な考え方を示した基本構想を令和元年7月に策定したところであり、この基本構想に基づき、専門的・技術的見地からの助言等や、新たな文化施設に関するこれまでの議論等を踏まえ、基本計画を策定する。	文化振興審議会及び市民ワークショップを開催し、幅広い意見を聴取するとともに、文化施設整備に係る専門的・技術的な知識を有する事業者の意見も聴取するなど、幅広い意見を取り入れながら計画の策定に取り組む。

表 2 (令和4年度作成分)

## 基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
9	R4	市民生活部 スポーツ振興課	長崎市スポーツ推進計画	486	R3.4 ～ R4.9	スポーツ基本法に基づき、運動・スポーツを通じてすべての長崎市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出することを目指すために策定している現行の「長崎市スポーツ推進計画」が令和3年度で計画期間満了となるため、次期計画を策定する。	国の第3期スポーツ基本計画を踏まえつつ、長崎市スポーツ推進審議会や市民の意見等を幅広く取り入れながら計画の策定に取り組む。
10	R4	市民生活部 もみじ谷葬斎場	長崎市新火葬場整備基本構想	1,014	R2.4 ～ R4.8	昭和53年12月の全面建替えから40年以上経過しているもみじ谷葬斎場の建替えにあたり、新しい火葬場における施設整備の基本方針等を示す基本構想を策定する。	現在のもみじ谷葬斎場における課題等を踏まえつつ、長崎市火葬場整備計画審議会や市民の意見等を幅広く取り入れながら、構想の策定に取り組む。
11	R4	市民生活部 もみじ谷葬斎場	長崎市新火葬場整備基本計画	8,250	R4.8 ～ R5.3	もみじ谷葬斎場の建替えに関する基本方針等を示した基本構想を踏まえ、施設規模や建設場所等を示す基本計画を策定する。	基本構想を踏まえ、長崎市火葬場整備計画審議会や市民の意見等を幅広く取り入れながら、計画の策定に取り組む。